

教科用図書採択方針

箱根町教育委員会

1 令和7年度使用教科用図書の採択について

(1) 小学校用教科用図書、中学校用教科用図書及び特別支援学校用教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。

(2) 足柄下採択検討会は、教科用図書の採択について、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。

(3) 適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択検討会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。

併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。

2 教科用図書採択基準

(1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。

(2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。

(3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。